

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和7年10月20日(月)
	午前8時58分から午前9時28分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 30号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第 31号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第 32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について(一括方式)
日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願	
日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太である。	
8. 会議の概要	
開会(午前8時58分)	
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和7年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。
会長	会長さんよろしくをお願いします。
会長	《会長あいさつ》
会長	それでは、本日の出席者数は(15名中15名)で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名いたします。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 13 番 田中 光義 委員

議席番号 15 番 大橋 一之 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	5件
議案第32号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・・・	22件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	21件
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・	1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・	5件
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	4件

会長

それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》（1番から8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）

以上、8件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第30号 について説明させていただきました。

何かご質問・ご意見ございますか。

委員

4番、5番について、申請されている耕作面積が広いですが、大丈夫ですか。

事務局

元々、譲受人の親が耕作しているところですが、代替わりに伴って法人化し、法人として借り受けしたいとのこと。譲渡人が個人名義で所有する農地を法人に貸すという形になります。

委員	最近は新規就農での申請が増えていますが、本当に農業をやられているのでしょうか。
会長	農業協同組合が行う研修において紹介先の農家で1、2年実習するという話も耳にします。
委員	私の地区でも多くの方が就農されています。1、2年は頑張ってやられるのですが、その後に管理がされず、草が生えていくという流れが多いです。
委員	高齢化とともに草生えになっていくところが多いですね。
会長	専業農家でも管理が難しくなっているところが多くなってきていますね。
委員	全国へ視察に行くと、地元の農業協同組合が就農した人に対して広い面積の農地を耕作してもらえないかをお願いするという話を時々聞きます。
会長	市役所や土地改良区への草生えに関する苦情が増えたということを今年は実感しております。
委員	1、2年は草生え状態ですが、3年以降は段々と雑木林になっていきます。
会長	その他よろしいでしょうか。 それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) ありがとうございました。全員賛成と言うことで、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請5件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市大井町の賃貸物件にて妻と長男と共に3人で生活しています。 賃貸物件の狭小さに日常生活の不便を感じ、将来の生活設計も考え、実家近くにある父の土地に分家住宅建築の計画をいたしました。 今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。 (2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は、平成27年6月より介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護などを行い、自宅等で生活するための支援に尽力を捧げて参りました。

日中安定した支援を提供できる障害者生活介護事業所を周辺に同様の施設が少ない申請地に開設する方針となりました。

今般の申請にて申請地を譲り受け、社会福祉施設を建築する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は昭和63年に法人を設立し、土木工事の請負業を主業務として経営してきました。

従業員は22名で、増員予定を含め23台分の駐車ができる面積の用地が必要となりますが、周囲で雑種地や貸駐車場を見つける事ができなかったのが困っていたところ、申請地所有者より、駐車場としての利用を承諾していただくことができました。

申請地は当社敷地の隣接にあたり、非常に近い場所に位置しているため、従業員用駐車場としては好条件の土地であると言えます。当初は925㎡の駐車場を計画していましたが、土地所有者の耕作に対する意欲が強く、できるだけ農地を残す方向に計画を立て直したところ、必要最小限として636㎡の用地で駐車場を確保できることが明らかになりました。

今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は昭和63年に法人を設立し、土木工事の請負業を主業務として経営してきました。

現在、当社敷地内では、資材及び作業用重機の保管・管理、従業員及び来客用駐車場、資材等積降し作業場などで利用していますが、既に飽和状態となっており、作業車両・重機等の駐車場及び一部資材置場として利用できる場所を探していたところ、申請地の案が出てきました。

申請地は当社から180m、現在資材置場として利用している場所(佐折町上栄2番地)から500mに位置しているため、利便性が高く、必要となる面積も有しているため最適であると判断しました。

今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場及び駐車場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

申請者は、昭和61年6月25日に法人を設立いたしました。

設立当初は、土木工事を営業しておりましたが、現在は主として貨物運送事業及び産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。本社を岐阜県加茂郡坂祝町に構え、愛知営業所及び小牧作業所、可児作業所、弥富作業所を拠点として営業を行って

	<p>おります。</p> <p>愛知営業所は、愛知県愛西市西川端町須原2番1他に事務所及び駐車場を構えておりますが、約500㎡の資材置場も設けており、現状逼迫状態となっております。</p> <p>今後、愛知営業所管轄の事業が増加することとなり、本社営業所から貨物車両3台と新車2台を購入することになりました。5台の増車に併せて、5名の運転手及び事務員5名を雇用する予定です。</p> <p>この事業拡大に伴い、運転手5名及び事務員5名分の通勤用車両の駐車場と現在の敷地内に新たな5台の貨物車両を駐車することにより、8台分の乗用車が駐車できなくなるため、合計18台分の駐車場が必要となりました。</p> <p>今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第31号 について説明させていただきました。何かご質問・ご意見はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について22件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から22番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>申請番号1番から22番、全体筆数は448筆、面積は373,779㎡ です。</p> <p>愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、20名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県の認可・公告予定年月日は11月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和7年12月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

会長	<p>只今、事務局より議案第32号 について、簡略した内容ではございますが、説明させていただきました。何かご質問・ご意見はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) よろしいでしょうか。 それでは議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式) 22件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) ありがとうございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から21番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) (専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) (専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました。 これについて何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) よろしいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。 続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、4件、13筆の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 について説明させていただきました。 これについて何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) よろ しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時28分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年10月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号13番委員 田 中 光 義

議事録署名者
議席番号15番委員 大 橋 一 之